

○健康いちのせき 21 計画（第二次）（案）に対するご意見の概要及びご意見に対する考え方

計画（案）に対するご意見 6 件：2 人

NO	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	第 4 章領域別実施計画 7 飲酒・喫煙	<p>① 喫煙は自分の健康状態と喫煙の影響を勘案しながら個人の判断で決めるものであり、市が「成人喫煙率の数値目標」「家庭・地域・企業等への禁煙の促進」といった目標を掲げ取り組むべきではない。</p> <p>② 受動喫煙防止対策は、区域分煙や時間分煙、店頭表示など様々な方法があり、本計画の取組が禁煙のみを強く求めることにならないようお願いしたい。</p> <p>③ 市の管理する施設に関しては、喫煙者・非喫煙者の双方が使用するので、しっかり喫煙室を設け分煙としてほしい。</p>	<p>① 計画（案）の「成人喫煙率の数値目標」は、市が実施しましたアンケート結果では、喫煙者のうち半数が禁煙を希望していましたことから、成人の喫煙率から禁煙希望者が禁煙した場合の割合を減じた数値と、岩手県の計画を参考に目標値を設定しております。</p> <p>「がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月）」では禁煙を希望する者が禁煙する個別目標数値「12.0%」が定められています。本計画においても、禁煙を希望する人への支援に取り組むこととし、「禁煙を希望する人はタバコをやめる」という表現を加え、目標数値については検討してまいります。</p> <p>② 「受動喫煙防止対策について（平成 22 年 2 月厚生労働省健康局長通知）」によりますと、「多数の者が利用する公共的な施設については、原則として全面禁煙であるべきである」とされておりますが、労働者の受動喫煙防止措置については努力義務とされていることなどから、計画（案）指標「屋内禁煙・喫煙する人のいない家庭の割合の増加」・「全面禁煙・喫煙する人のいない職場の割合の増加」を「受動喫煙の機会を有する者の低下（家庭・職場）」と表現を変更します。</p> <p>③ ②の通知のとおり「多数の者が利用する公共的な施設については、原則として全面禁煙であるべきである」とされており、全面禁煙の困難な施設のみ、建物の外に喫煙スペースを設置する等の分煙対策をしているところですが、施設管理を担当する部署にご意見を申し伝えさせていただきます。</p>

NO	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	第4章領域別実施計画 7 飲酒・喫煙	<p>① タバコ（喫煙及び受動喫煙）は、早期死亡、健康寿命の短縮、要介護の増加などの要因となっているので、あらゆる機会を通して、周知・対策の徹底を図る必要がある。</p> <p>② 未成年者・妊産婦の喫煙防止、公共施設、飲食店、職場等や家庭内での全面禁煙などの受動喫煙防止対策の徹底・推奨をお願いしたい。</p> <p>③ 禁煙サポートの推進で、20歳代～30歳代・未成年者の若い年代への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められている。</p>	<p>① 喫煙、受動喫煙による健康に及ぼす影響についての周知及び対策については、計画案に盛り込んでおります。今後も周知、対策の徹底に取り組んでまいります。</p> <p>② 未成年者・妊産婦の喫煙防止、公共施設等における受動喫煙防止対策の取組については計画案に盛り込んでおります。受動喫煙防止対策については、各施設等の現状を考慮しながら、環境改善に努めてまいります。</p> <p>③ 若い年代に重点をおいた禁煙サポートについては、早期介入による効果的な支援であると考えております。今後も禁煙の推進に向けて取り組んでまいります。</p>